公益信託佐鳥福祉基金第二十一期決算公告

一、事業概要
　知的障害者の福祉に関する施設に対する助成。
助成金　　六一件　二、三五一万円
　尚、本公益信託は信託財産が消滅したことにより平成二十二年十一月二十五日に終了した。
二、財産目録
　（平成二十二年十一月二十五日現在）
資産合計　　〇円
負債合計　　〇円
正味信託財産　　〇円
　平成二十二年十二月二十四日
　大阪市中央区北浜四丁目五番三三号
　公益信託佐鳥福祉基金
　受託者　住友信託銀行株式会社

配当公告

　埼玉県川越市今福一〇三八番地一八
　破産者　株式会社山口食品
　右の者に対するさいたま地方裁判所川越支部平成二十年（フ）第五二一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金五六二、三三五、五九七円
一、配当することのできる金額
　金二三、四四三、七六九円
　平成二十二年十二月二十四日
　埼玉県所沢市北秋津七七八番地木谷正治法律事務所　破産管財人　木谷　正治

配当公告

　神奈川県横浜市横浜市中区不老町一丁目二番一号　中央第六関内ビル八階
　破産者　株式会社ラジコン天国
　右の者に対する横浜地方裁判所平成二十一年（フ）第二三四八号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金一、一二一、九六四、七八三円
一、配当することのできる金額
　金二五、七七九、八〇四円
　平成二十二年十二月二十四日
　神奈川県横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館六階
　破産管財人　佐伯　昭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍北海道伊達市末永町五八番地四六、最後の住所北海道室蘭市崎守町二〇六番地二七
　被相続人　亡　佐藤　正己
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十二年十二月二十四日
　北海道室蘭市八丁平五丁目四四番三号
（連絡先）北海道室蘭市海岸町一丁目四番一号　室蘭市役所企画財政部納税課内
　相続財産管理人　和野　泰始

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍岩手県北上市更木三二地割七八番地、最後の住所岩手県花巻市松園町一丁目二四番一三号
　被相続人　亡　千田　節男
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十二年十二月二十四日
　岩手県盛岡市茶畑一丁目六番九号
　相続財産管理人　畑山　尚三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍栃木県下都賀郡藤岡町大字赤麻一五二九番地、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　岸本　長治
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十二年十二月二十四日
　栃木県栃木市大平町榎本七四八番地一
　相続財産管理人　司法書士　井木澤節子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍東京都台東区橋場二丁目六番地一、最後の住所埼玉県熊谷市箱田五丁目一六番四〇号
　被相続人　亡　八木　立子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十二年十二月二十四日
　埼玉県熊谷市宮町一丁目七九番地
　相続財産管理人　弁護士　岩佐　憲一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍埼玉県本庄市銀座二丁目二七九九番地、最後の住所埼玉県本庄市銀座二丁目九番一〇号
　被相続人　亡　長谷川益雄
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十二年十二月二十四日
　埼玉県熊谷市宮町一丁目七九番地
　相続財産管理人　岩佐　憲一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍埼玉県本庄市小島四丁目七六〇番地一、最後の住所埼玉県本庄市小和瀬一六六六番地
　安誠園　　被相続人　亡　山本　常子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十二年十二月二十四日
　埼玉県熊谷市宮町一丁目七九番地
　相続財産管理人　岩佐　憲一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍東京都世田谷区赤堤一丁目三番、最後の住所東京都世田谷区赤堤一丁目三番四号
　被相続人　亡　原田　昭男
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十二年十二月二十四日
　事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　早稲田祐美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍東京都渋谷区広尾五丁目二番地、最後の住所東京都港区白金二丁目三番二一号しまナーシングホーム白金
　被相続人　亡　照屋　正子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十二年十二月二十四日
　事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍名古屋市北区生駒町二丁目四一番地、最後の住所神奈川県南足柄市班目四六〇番地
　草の家　　被相続人　亡　宮田　明子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十二年十二月二十四日
　神奈川県鎌倉市西鎌倉一丁目三番三号
　相続財産管理人　弁護士　増本　敏子

第６期決算公告

平成22年12月24日　　東京都中央区築地１丁目13番10号
株式会社プロックス
取締役社長　三好　　学

貸借対照表の要旨（平成22年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	298	流動負債	23
固定資産	35	うち賞与引当金	7
		固定負債	15
		うち退職給与引当金	11
		うち役員退職慰労引当金	4
		株主資本	294
		資本金	50
		資本剰余金	50
		資本準備金	50
		利益剰余金	194
		その他利益剰余金	194
		（うち当期純利益）	(19)
資産合計	334	負債・純資産合計	334